広報 ひがしくるめ
平成27年(2015年) 9／15号
No. 1151
毎月1日・15日発行
発行／東久留米市 編集／企画経営室秘書広報課 〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 ☎042・470・7777(代) ホームページhttp://www.city.higashikurume.lg.jp/

10月から個人番号(マイナンバー)の通知カードが順次お手元に届きます

27年10月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まります。マイナンバーとは、住民票を有する全ての人（外国人を含む）に通知される1人1つの12桁の個人番号です。社会保障・税・災害対策の分野で、各機関が管理する個人情報が同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤であり、全国一斉に導入されるものです。

同制度の導入により、公共団体などの手続き・事務などに活用されます。手続きの際、申請書などへマイナンバーを記載していただくことで、添付資料の省略ができるなど利便性が向上し、行政の効率化や不正受給の防止などが実現されます。

マイナンバーは生涯にわたって使用するものです。大切に取り扱ってください。

詳しくは市民課☎470・7722へ。

通知カードを送付します

10月から個人番号（マイナンバー）が記載された通知カードを、住民登録している住所の世帯主宛てに簡易書留で送付します。通知カードには氏名・住所・生年月日・性別・個人番号が記載されています。個人番号の確認の際に提示を求められますので、大切に保管してください。

また、個人番号カードの申請書も同封します。個人番号カードは、申請者に発行される顔写真付きICカードです。氏名・住所・生年月日・性別・個人番号が記載され、身分証明書として使用できます。28年1月から申請者に交付されます。

コールセンターを設置しています

マイナンバー制度についての問い合わせはマイナンバーコールセンター☎0570・20・0178（平日の午前9時半～午後5時半）または内閣官房ホームページ内の公式サイト（http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/）をご覧ください。

住民基本台帳カードをお持ちの方へ

28年1月から個人番号カードの発行が開始されることに伴い、住民基本台帳カード（住基カード）の発行は27年12月で終了します。ただし、現在住基カードをお持ちの方は、住基カードの有効期間内であれば、28年1月以降でも個人番号カードを取得するまでは利用可能です。なお、住基カードをお持ちの方は、個人番号カードの交付を受ける際に、返却していただきます。

通知カードの送付先変更は9月25日（金）まで

やむを得ない理由（東日本大震災の被災者、DV・ストーカー行為・児童虐待などの被害者、一人暮らしで長期間医療機関・施設に入院・入所している方で、現在の居所に住民票が移せない方など）で、通知カードを住民票に記載された場所で受け取ることができない方は、申請により現在の居所に送付先を変更することができます。現在住民登録している市区町村へ9月25日（金）までに（必着）、郵送または持参してください。申請書の入手や問い合わせについては、市ホームページまたは市民課へ問い合わせてください。

通知カード イメージ

表　裏

個人番号カード イメージ

表　裏

※個人番号カードは、28年1月から申請により交付されます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや、給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困った方にきめ細やかな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合・転記・入力などに要している時間や労力が大幅に軽減されます。

複数の業務間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からのさまざまなサービスのお知らせを受け取ることができます。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか

12月28日(月)までに申請してください

申請書の提出期限は12月28日（月）です。申請がお済みでない場合は、早めの申請をお願いします。

支給対象となる可能性のある方には、8月3日に申請書を発送しました。対象になると思われる方で申請書類が届いていない場合は、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金コールセンター☎470・7863（土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半～午後5時15分）へ問い合わせてください。

【申請方法】郵送または市役所1階「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金窓口」（土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）へ提出してください

【その他】勤務先から児童手当が支給されている公務員の方も、子育て世帯臨時特例給付金の申請先は、27年5月31日に住民登録のある市区町村です。

勤務先から交付された申請書に必要事項を記入の上、「児童手当受給状況証明欄」に勤務先で証明を受けてから、添付書類とともに、〒203－8555、市役所「子育て世帯臨時特例給付金担当」宛て郵送または同給付金窓口（市役所1階）へ提出してください

【ご注意】同給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

詳しくは同給付金コールセンターへ。

27年度表彰式典を開催します 10月1日(木)に生涯学習センターで

市では、毎年10月1日の市制施行記念日に、市の公益の増進に寄与し、市民の生活と文化の向上に特に功労のあった方を表彰します。

今年も当日午前10時から、生涯学習センターで表彰式典を開催し、表彰状を50人の方と3団体に、感謝状を1団体に贈呈します。※手話通訳あり。

表彰される方は次の通りです。

【表彰状】産業功労＝4人▽技能功労＝5人▽保健衛生功労＝1人▽社会福祉功労＝9人▽防災功労＝11人▽行政功労＝2人▽住民自治功労＝3人▽公益の増進に関する功労＝1人▽社会教育功労＝1人▽文化功労＝2人と3団体▽自治功労＝1人▽特別功労＝10人

【感謝状】金員（きんいん）の寄附＝1団体

詳しくは秘書広報課秘書係☎470・7712へ。

《今号の主な内容》
・教育振興基本計画【改訂版】（案）パブリックコメントを募集します　2面
・新小学1年生を対象に就学時健康診断を実施します　3面
・「村野家住宅」秋季特別見学会を行います　4面
・誰もが楽しめる散歩コース「河童のクゥのふるさとめぐり」　7面